

議案第 83 号

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正  
する条例案

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を  
次のように定めるものとする。

令和 2 年 11 月 27 日提出

桐生市長 荒 木 恵 司

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する  
条例

(議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

第1条 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和31年桐生市条例第16号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の222.5」を「100分の217.5」に改める。

第2条 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の217.5」を「100分の220」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

## 議 案 説 明

議案第 83 号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案

一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正に準じ、議会の議員の期末手当の支給月数について、所要の改正を行おうとするものです。